

南三陸町国際交流協会規約

(目的)

第1条 本会は、国際交流を通じて広く文化・教育・経済等の交流を行い、国際理解活動を通じて、海外諸国との理解と信頼を深めながら国際感覚豊かな町民と国際性豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、南三陸町国際交流協会(MIFA)という。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、南三陸町役場に置く。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問団体の相互交換
- (2) 教育文化、芸術及び産業経済の相互交流
- (3) 国際理解及び身近な国際交流の推進
- (4) 情報及び資料の作成、収集及び提供
- (5) 町の国際交流事業への参加・協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、目的及び事業に賛同し、かつ、目的達成のため積極的に奉仕しようとする次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員は、本会の目的及び事業に賛同し、かつ、目的達成のため積極的に奉仕しようとする個人とする。

3 賛助会員は、本会の目的及び事業に賛同する個人及び団体とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 相当数(会長1名、副会長2名、事務局長1名を含む。)
- (2) 監事 2名

2 本会に顧問若干名を置くことができる。

(役員等の選任)

第7条 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 顧問は、総会において推薦する。

(事務局)

第8条 事務局に、庶務及び会計若干名を置く。

2 事務局職員は、事務局長の推薦により会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会に出席し、会務の決定に参加する。

4 監事は、会計を監査する。

5 顧問は、必要に応じ理事会に出席し、本会の運営について提言することができる。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会と理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) その他会務運営に関する重要事項

2 総会は、年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。ただし、会長は理事会の承認を得て、臨時総会を招集することができる。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者があたる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の決議を要しない事項の執行に関すること。

(会計)

第14条 本会の事業運営に関する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年9月1日から施行する。